

大阪府飲食業生活衛生同業組合  
組合員各位

大阪府飲食業生活衛生同業組合  
本部事務局

## まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

大阪府より 4/5（月）～5/5（水）の間に表記要請が発令されましたが、営業時間短縮要請期間や協力金、実施要請内容に対する“命令”なのか“要請”なのか等の疑問が組合に多く寄せられております。以下ご参照ください。

### ●大阪市内の飲食店に対して

期間	4/5（月）～5/5（水）
要請内容	<p><u>(特措法第 31 条の 6 第 1 項)に基づくもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>営業時間の短縮(5 時～20 時) 酒類の提供は 11 時～19 時まで</u></li> <li>○ <u>利用者へのマスク会食の実施の周知</u>及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</li> <li>○ <u>アクリル板の設置等</u></li> <li>○ 上記の他、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、店舗の消毒、施設の換気</li> </ul> <p><u>(特措法第 24 条第 9 項)に基づくもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CO2 センサーの設置</li> <li>○ 業種別ガイドラインの遵守の徹底</li> <li>○ カラオケ設備の利用自粛(カラオケ設備のある飲食を主とする店舗)</li> </ul>

### ●大阪市外の飲食店に対して

期間	4/5（月）～5/5（水）
要請内容	<p><u>(特措法第 24 条第 9 項)に基づくもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>営業時間の短縮(5 時～21 時) 酒類の提供は 11 時～20 時 30 分まで</u></li> <li>○ <u>利用者へのマスク会食の実施の周知</u>及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</li> <li>○ <u>アクリル板の設置等</u></li> <li>○ 上記の他、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、店舗の消毒、施設の換気</li> <li>○ CO2 センサーの設置</li> <li>○ 業種別ガイドラインの遵守の徹底</li> <li>○ カラオケ設備の利用自粛(カラオケ設備のある飲食を主とする店舗)</li> </ul>

※ 「特措法第 31 条の 6 第 1 項」に基づく要請に応じない店舗には「**命令**」が出されます。

「特措法第 24 条第 9 項」に基づく要請はあくまでも「**要請**」です。

※ 「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請」以前の 4/1（木）から大阪府全域の飲食店に対して営業時間の短縮(5 時～21 時/酒類の提供は 11 時～20 時 30 分まで)要請が出されているので、4/1～4/4 の間も協力金の対象となります。

## 【協力金について】

4月4日現在

名称	期間	対象	申請・支給状況
R2年11月12月協力金	11/27~12/15	北区・中央区	終了
R2年12月協力金	12/16~1/13	大阪市全域	受付終了/審査終了96%
大阪府協力金1期	1/14~2/7	大阪府全域	受付終了/審査中
大阪府協力金2期	2/8~2/28	大阪府全域	受付締切4/19
大阪府協力金3期	3/1~3/31	大阪市全域	受付準備中(4万円+家賃上乗せ)
大阪府協力金4期	4/1~	大阪府全域	受付準備中 詳細不明

## 【今後の協力金に関する国の方針】 \*変更になる場合があります

### <地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店(大企業を含む)に対する協力金>

#### ① 緊急事態措置を実施すべき地域 又は まん延防止等重点措置地域の場合

- ・中小企業：売上高に応じて1日3万円~10万円(20時までの時短要請の場合)等(注1)
- ・大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円(中小企業も選択可能)

中小企業の売上高に関しては、1年間の売上高が2,738万円以下の場合は1日3万円、2,738万円~9,125万円の場合は売上高に応じて3万円~10万円、9,125万円以上の場合は10万円となる見込みです。

#### ② それ以外の地域

- ・1日2万円(5/5までの間は21時までの時短要請の場合は1日4万円)(注2)

(注1) 5/5までの間は下限の1日3万円を4万円とする。また、4/21までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合には、当該まん延防止等重点措置期間については3万円を4万円とする。

(注2) 5/6以降、売上高に応じて2.5万円~7.5万円(大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円)但し、時短要請が一旦途切れた後の新たな時短要請からは1日2万円とする。

## 【アクリル板・CO2センサー等購入の際の補助金について】

大阪府においてアクリル板やCO2センサーの購入に関して補助金を出す、または今後の協力金に上乗せを実施するなどの一部報道がありますが、4/4現在大阪府から一切の公表はありません。